

令和 6 年 7 月 10 日

市政記者クラブ 様

西区役所区政部総務課
担当：鈴木（電話 523-4510）

西区役所における文書の配付誤りについて

西区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

- 1 発生日
令和 6 年 7 月 9 日（火）
- 2 発生場所
西区栄生学区内（栄生三丁目付近）
- 3 事実の概要
令和 6 年 7 月 8 日（月）、通達員が A さんに配付すべき「介護保険料納入通知書」（以下「通知書」という。）を B さんに配付しました。B さんが封筒を開封したところ、A さん宛てのものであったことから、7 月 9 日（火）、区役所に通知書を持参されたことで、配付誤りが判明しました。
- 4 漏えいした個人情報
住所、氏名、生年月日、被保険者番号、年金種別、保険料額
- 5 対応
 - ・ B さんについては、令和 6 年 7 月 9 日（火）、来庁された際に謝罪するとともに、通知書を回収しました。
 - ・ A さんについては、同日、職員が訪問し謝罪するとともに、通知書をお渡ししました。
- 6 原因
A さん宅と B さん宅は近隣であり、投函する際の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策
通達員全員に対し、個人情報の重要性を改めて周知するとともに、事前準備の段階で配付物の住所、氏名を地図にて確実に確認し、配付時に必ず住所と氏名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。